

令和7年6月（第8回）教育委員会会議議事録

1. 開催の日時及び場所

令和7年6月18日（水）18:00～19:20

市役所本庁 4階 教育委員室

2. 出席委員の氏名

田村賢二郎 委員

川崎 裕美 委員

重村 美帆 委員

澤田 英人 委員

3. その他議場に出席した者

濱原教育部長、中村教育次長、大石教育総務課長、叶屋学校教育課長、藤井教育支援課長、吉田人権教育課長、島谷教育総務副課長、平塚学校教育課指導主事、上田教育総務係長

4. 傍聴者 なし

5. 要 旨

教 育 長：ただ今から、令和7年6月18日、第8回教育委員会会議を開催いたします。本日は、委員全員の出席がありますので会議として成立していることを最初に報告します。

教 育 長：はじめに、令和7年度5月22日開催の第7回の議事録について、ご意見等ありましたらお願いします。

教 育 長：ないようですので第7回の議事録について承認とさせていただきます。

教 育 長：次に、本日の議事録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は重村委員にお願いします。

教 育 長：それでは、本日の議題はその他の事項として、「学校給食のパンの一部提供停止について」「学校部活動の地域移行について」「ふれあい運動推進大会について」「宇部市人権尊重のまちづくり条例（案）について」「小中学校適正規模・適正配置計画について」「寄附の報告について」の6件となります。また教育委員会会議は、公開を原則としていますので、本日の議題について全て公開としてよろしいですか。

教 育 長：異議が無いようですので、本日の議題は、全て公開とさせていただきます。はじめに、「学校給食のパンの一部提供停止について」事務局から説明をお願いします。

事 務 局：それでは、学校給食のパンの一部提供停止について説明いたします。事前にお配りしている資料をご覧ください。すでにウェブサイトに掲載され、報道発表もされていますので、委員の皆様もご承知の方もいらっしゃると思います。まず概要といたしましては、先週の6月11日に、市内の小学校2校、中学校1校について、パンに欠損の可能性があるとして製造業者から連絡を受け、学校で検品したところ、この内小学校1校で、パンを包むビニールが破れており、2個

ほど表面が小動物にかじられた形跡がありました。該当する学校3校は、安全面も配慮してすべてのパンの配給をとりやめました。このため児童生徒には、直接的な被害は発生しておりません。実はこの件につきましては、4月25日にも同様の事案が発生しており調査しましたが、パンの製造ではなく、保管場所である施設に隙間があり、そこから、小動物が入った可能性が高いということで報告を受けました。対応策としてその穴を塞ぎ、全施設消毒し、保管場所についても、安全である違う場所へ移動するという改善報告を受けておりましたので、報道発表しませんでした。この度、再度同様の事案が新たに発生しましたので、報道発表をさせていただきました。市としては、県の学校給食会にパン等の給食を委託していますが、その学校給食会とパンの製造事業者に改めて強く、調査・改善を求めています。現在はその業者からの納品はすべて停止をしております。今後の製造、運搬について、学校給食会も含めて、協議をしています。保健所も先週、調査をしたという報告を受けておりますが、製造には問題なかったということでしたので、保管場所を変更する方向で調整をしています。早ければ、来週には報告を受け、安全面の確認が取れてから再開の目途がたつと思います。この事案の背景といたしまして、パンの納品をお願いしていました松月堂が廃業となり、その代替を山陽小野田の製造業者が引き継いでいたところ。運搬に時間がかかるということで、当日製造されたパンではなく、前日に作られたパンでの納品を受けていますが、その保管しておいたパンが小動物の被害にあったというものです。簡単ではありますが説明は以上です。

教 育 長：ただ今の説明に対して、ご意見ご質問等がありましたらお願いします。

委 員：4月に壁の隙間から侵入した可能性が高いため、穴を塞ぐ等の改善をしたが、再度侵入があったというのは違う隙間から入ったということですか。

事 務 局：その認識です。施設の建物は写真で確認しましたが、古い施設であり、他にも隙間があってもおかしくない状況でした。

委 員：それであれば再度、同様の事案が発生する可能性があるのではないですか。

事 務 局：おっしゃるとおりです。ですので、根本的に保管場所を違う施設にするようお願いをしています。

委 員：現在のパンの供給業者は違う業者になっているのですか。

事 務 局：違う業者です。松月堂がなくなり、この製造業者もようやく見つけて、製造と運搬も違う業者とはなっていますが、このような事態となりました。今は冷凍パンで対応しておりますが、代用として利用している状況です。

委 員：被害を受けた当日の代替食品はどのように対応したのですか。

事 務 局：4月の際はナンで当日対応しました。今回は3校のうち1校はレトルトの救給カレーを当日に提供し、他2校は当日のメニューがうどんだったことと、他の食材で、ある程度のボリュームがあったため代替品は用意しませんでした。しかしながら、カロリー等は不足していたと思いますので、シグフィを通し、保護者には説明と謝罪をさせていただきました。

委員：それでも当日に対応できたことには安心しました。

教育長：ほかにございますか。

教育長：ないようですので、本件について報告を終わりたいと思います。続きまして「学校部活動の地域移行について」事務局から説明をお願いします。

事務局：それでは「学校部活動の地域移行について」学校教育課から説明いたします。まず現在の宇部市における地域クラブの移行の現状についてです。先に、送付しております資料に従って説明いたします。本年度から宇部市の地域クラブ連絡協議会についてですが、市長部局に部活動地域展開室を立ち上げまして、学校教育課とともに宇部市の地域移行を進めていくというような組織が展開されています。この地域クラブ連絡協議会が5月23日に第3回が行われまして、現在、地域移行をしているクラブ、これから予定をしているというクラブの関係者の皆様に集まっていただいて、地域移行の現状や全体の共通認識を共有しながら、協議の方を進めていっています。資料の3ページについてですが、現在の地域移行の状況一覧が記載してあります。令和6年度はGoppoええぞなクラブ、桃山クラブ、Basketball Club JIN、それから宇部バスケットボールクラブ、上宇部中学校バスケットボール部活、Rush、Kamiiクラブの7クラブが認定をされていましたが、令和7年度には、新たに2つのクラブが追加認定をされております。1つ目は常盤JBC、これは常盤中学校の野球部を母体とした地域クラブです。もう1つが宇部市剣道クラブ、これは全市をターゲットにしている剣道クラブになってきています。この2つのクラブが認定されたので、6月現在で9クラブが認定されている状況です。続きまして4ページ、現在申請検討中、また準備をしているクラブが4つあります。1つ目が、女子の宇部バスケットボールクラブ。先ほどすでに男子が認定されている宇部バスケットボールクラブですが、これに女子部として追加認定をしていこうという動きがあり、その準備に入っております。それから、東岐波中学校では、日の山クラブが、ソフトテニスを目とし、任意団体として活動されていますが、現在、Goppoええぞなクラブを母体にした地域クラブへの認定を申請しているところです。それから、宇部市バレーボール協会ですが、バレーボールは活動人数も少なくなってきたという状況になってきております。こちら地域クラブへの移行に向けて検討中とありますが、もう少し準備が必要な状況です。それから4つ目、藤山野球部、これは藤山中学校の軟式野球を母体にして活動している地域クラブです。この4つのクラブが現在、準備検討中ということです。なお、宇部市の認定地域クラブについての説明は7ページのとおりですが、基本的にそのメリットとしては宇部市内の施設、学校関係施設を優先的に使えるというのが一番大きなメリットだということです。前回の協議会でも確認をしていますが、基本的に移行を進めている、また移行を果たしたクラブにつきましては、今まで使っていた部活動での様々な施設や道具等は、優先的に使ってもよいという共通理解をしているところです。そのようなアドバンテージを活かしていただくのが、宇部市の地域クラブ

のメリットだと考えています。ただ、どこのクラブでもそうですが、前回の協議会でも注意喚起をしています。ケガなどをされた場合は、必ず病院の受診をするということは共通理解をしておきました。夜遅くなるということもありますので、終わったらただ帰るのでなくて、しっかり子ども達を安全に帰らせること、それから特に首から上のケガについては、場合によっては救急搬送も躊躇せずにするということも、共通理解をしているところです。概要については以上で報告を終わります。

教 育 長：ただ今の説明に対して、ご意見ご質問等がありましたらお願いします。

委 員：1 ページ目に地域クラブ移行の実施体制と記載がありますが、新聞等では地域展開との文言も使われており、展開となると学校も地域も一緒になって進めていくというようなニュアンスが含まれていると思いますが、宇部市はこの記載で進めていくのですか。

事 務 局：全国的な動きとしては地域展開という名称に変わってきているところが多くなってきています。宇部市に関しましても、全国の動きと変わらないと思いますが、現在、学校から地域の方に様々な部活動の移行を進めてきているところで、現在もこの名称は使っております。これから先はまた状況を見ながら変わっていくということも当然あると思います。

委 員：分かりました。それから同じ1 ページの上の方の点線の中に、地域部活動の仕組みづくりという表現と、地域クラブ活動という記載があります。地域部活動と地域クラブ活動という2つの文言がありますが、これは同じものとの認識でよろしいですか。同じであれば文言の統一をお願いします。

事 務 局：承知しました。

委 員：次のページの宇部市地域クラブ連絡協議会についての目的の中に、市内で活動する地域スポーツクラブとの記載がありますが、その中には文化活動も含まれますか。

事 務 局：はい。吹奏楽部等の文化系のクラブに関しても含まれています。

委 員：1 ページ目にはスポーツ・文化活動という記載もありますので、ここの統一もお願いします。

事 務 局：承知しました。

委 員：1 2月の会議の際も話が出ましたが、部活動の平日・休日の活動日は移行に伴い変化がありますか。

事 務 局：以前と同様に、平日も休日も両方活動をしています。

委 員：先生たちは今まで熱心に子どもの部活動に関与されてきたと思いますが、少しずつ移行が進むにつれ、先生たちの関与はどのようになってきていますか。

事 務 局：もちろんケースバイケースで、積極的な関与をしたいという教員もいますが、全体としては、部活動には積極的な関与をしたくはないという教職員がだんだん多くなってきております。土日家族から離れて部活動に関わるのは難しいので、できれば地域クラブの方にお任せをしたいという教職員もだんだん増えてきています。

委員：分かりました。学校も地域の方も少しずつ状況が良くなってきていると認識しました。

教育長：ほかにございますか。

委員：認定済みのところが増えてきてはいますが、なかなか移行できなくて困っているというような声がありますが、そのような状況はどうでしょうか。

事務局：基本的に、ボランティア精神で立ち上げようとしている団体が主になりますので、なかなか移行が進まないという現状があります。ですので、場所やグループ等、学校でそれぞれ事情は違いますが、移行に協力してもらえる方々が多く出た方が当然移行は進んでいきますが、今現在、協力していただける方々が多くはいらっしゃらないというところも存在しております。

委員：そうなるとうくゆくは廃部にせざるをえないという状況ですか。

事務局：在籍している子どもの数や、希望等、そういったものを全部トータルで考えていく必要があると思っています。すぐに廃部にするというような考えは、当然持っておりません。ニーズがあればできるだけやっていきたいとの思いはありますが、協力していただける方々が少しでも多くいらっしゃれば、移行が進んでいけるなというふうに考えています。

委員：金銭面の補助等の部分でも何とか手助けできるような形で、できるだけ手厚く協力してあげていただければと思います。

事務局：承知しました。

教育長：ほかにございますか。

委員：現在この認定済の地域クラブの開始時間が下校時間と乖離があると記憶しているのですが、そのあたりで困っているという現状がありますか。

事務局：子ども達の学校の授業が終わる時間は、中学校で言うと16時過ぎぐらいです。部活動はそこから大体16時40分までですが、地域クラブに関しましては17時から19時の間で行うのが、ほぼ一般的です。夏場はいいのですが、冬場になると、暗くなるのも早くなり、屋外については暗くなると活動できないという状況もありますので、時間を早め、帰宅時間を早くして欲しい等のご意見をいただいています。

委員：地域クラブへの行き帰りは子ども達自身で行っていますか。

事務局：基本的には一旦帰ります。その後については、下校した後と同じ扱いですので、保護者の方が送迎をしたり、自転車でそれぞれの活動場所に行くということもあります。

委員：分かりました。

教育長：全国的にも、それから県内でも先進的なところはあります。例えば山口県的美祢市は、この2学期からは学校から部活動は無くなるようです。長門市も、来年度から部活動は無くなる方向に進み、防府もそのように進んでいます。しかし、どの市町も悩んでおられるようで、例えば長門市は、市全体で野球が1つ、サッカーが1つ、吹奏楽が1つとなっていくようです。生徒の移動はバスとなり、指導者の都合等で、従前の活動時間は平日が4日、休日が1日の週5日活

動だったものが週に3日活動になり、生徒や保護者からは、なぜ減ったのかという声も上がってきており、地域移行は本当に難しいというのが現状です。宇部市はゆっくりの歩みですが、とにかく地域クラブに移行するまでは何とか学校で、部活動を見守るようお願いしています。市長の思いも児童のやりたいスポーツ・文化活動が、地域クラブへの移行に伴い、できないようになったということのないようにしたいとのことですので、学校の先生方にはご負担かけますが、国の方針が令和8年から令和13年の6年間をかけて、完全移行を目指していますので、宇部市も少し時間はかかりますが、それに準じて進めていく予定です。まずは子ども達のやりたいスポーツ・文化活動が、保障されるようにということで、ゆっくりではありますが進めていることをご理解ください。

教 育 長：ほかにございますか。

委 員：学校の部活動に所属している生徒は、割合的にどの程度いますか。スポ少とかでサッカー等をしていた子ども達が、市内のサッカークラブに通っているというのをよく聞きますので現状がどうなっているのか確認させてください。

事 務 局：5月の初旬に各中学校に提出してもらった人数は、合計で1920人です。

委 員：部活動の中で人数が足りずに競技すらままならない所もあり、部活動として成り立っておらず、スポーツ活動や文化活動に触れられない子ども達が増えていくことに危機感を感じます。

事 務 局：先程の人数には文化部の人数が入っていません。文化部の人数は手元に資料がありませんが、先程の人数よりは全体としては増えます。また、地域クラブには236人が現在活動しています。

教 育 長：何年か前の議会答弁では、スポーツ部が全体の8割、文化部が1割、残りが部活動に入っていないという状況でした。現在は先程の数字からも激減ではないですが、間違いなく減少している状況です。川崎委員のおっしゃる通り、今は選択肢がない、球技等ではチームが成立しないという状況があります。学校同士が合体して合同チームで活動しているチームもあります。子ども達の意識も変わってきており、試合には出たくないが楽しく練習をしてみんなとの時間を共有したいという子ども達も多くなってきました。私たちの時代とギャップも出てきている状況です。

教 育 長：ほかにございますか。

教 育 長：ないようですので、本件について報告を終わりたいと思います。続きまして「ふれあい運動推進大会について」事務局から説明をお願いします。

事 務 局：それでは、第46回ふれあい運動推進大会について、お配りしております資料をもとに説明いたします。7月1日に常盤湖水ホールで第46回ふれあい運動推進大会を開催いたします。主催については宇部市、宇部市教育委員会、宇部警察署、社会を明るくする運動宇部市推進委員会等と一緒に開催しています。目的については、青少年の健全育成と非行防止であり、学校、生徒児童には、ポスターと標語を募集してまして、この場で表彰することになっています。今回で第46回を数えますが、残念ながら、昨年、一昨年と2年連続で、

大雨により中止となっています。昨年は、後日市長の応接室で生徒児童を呼んで表彰式を行っています。今回はポスターについても53点、標語についても52点の応募がありました。このような取組により、様々な団体と、青少年の健全育成、非行防止に取り組んでいるところです。例年150名から200名の参加がありますので、今年もその規模を見込んでいます。報告は以上になります。

教 育 長：ただ今の説明に対して、ご意見ご質問等がありましたらお願いします。

教 育 長：ないようですので、本件について報告を終わりたいと思います。続きまして「宇部市人権尊重のまちづくり条例（案）について」事務局から説明をお願いします。

事 務 局：それでは「宇部市人権尊重のまちづくり条例（案）について」人権教育課から説明いたします。本市の市民宣言に謳われている「人間が尊重される都市（とし）づくり」の実現に向け、これまでも、人権教育・啓発に関する各種施策に取り組んでいるところですが、今後とも、社会状況の変化に伴って新たに生じる人権課題にも対応しつつ、更なる人権施策の推進のため、昨年度、1年間をかけ宇部市人権施策推進審議会での審議を経て、「宇部市人権尊重のまちづくり条例（案）」が作成されました。その条例（案）につきましては、本年5月3日（土）から1か月間、6月2日（月）まで、パブリックコメントを実施し、7名の方からご意見をいただきました。そのご意見への対応につきましては、6月24日に開催されます、宇部市人権施策推進審議会において報告、審議を行った後、正式に条例案を決定し、宇部市議会定例会の9月議会に議案として上程し、議決・承認を得ることができれば、公布、施行されるスケジュールとなります。なお、公布・施行されますと、山口県内では、県も含めて初の「人権条例」となります。内容は、いわゆる理念条例であり、「不当な差別」や「人権侵害行為」を禁止する、との条文（第4条）を設けてはおりますが、具体的な罰則等は定めておらず、市の責務や、市民、事業者等の役割を定め、市が推進していく、人権教育、啓発の取組の基盤として位置付けられるものとなっています。なお、条例制定に合わせ、既存の、人権学習の場等において、条例の逐条解説等に取り組み、条例が公布・施行された点も併せて、また、小中学校においては、教育プログラムに修正が生じないように令和8年度から、条例を題材とする教材を用いるなど、準備をしていきたいと考えています。以上で報告を終わります。

教 育 長：ただ今の説明に対して、ご意見ご質問等がありましたらお願いします。

教 育 長：ないようですので、本件について報告を終わりたいと思います。続きまして「小中学校適正規模・適正配置計画について」事務局から説明をお願いします。

事 務 局：先月開催しました藤山及び神原中学校区の「第1回地域協議会」の開催についてご報告させていただきます。2つの地域協議会共に、初回の開催でしたので、委嘱状の交付、会長・副会長の選任等を行った後に、議事として、協議会の位置づけ、今後のスケジュール、課題の抽出等について、委員の皆様より意見等

をいただきました。それでは、各協議会の中で出た意見等をご報告致します。まず、5月26日（月）に開催した藤山中学校区ですが、出席人数は、委員15名事務局11名傍聴者なしの計26名でした。主な意見として、新しい学校（施設一体型小中一貫校）が開校すると、これまで通っていた学校から別の学校に通うことになり、環境が大きく変わるため、子どもたちのケアをしっかりとお願いしたいなどの意見がありました。また、主な質疑として、この計画は、決定事項なのか。と質問があり、事務局から、計画を進めていくうえでの課題を、この協議会で協議・整理していきたい。と回答しました。次に、まず、新しい学校の位置を決めないと、課題の抽出も進まないのではないかと質問があり、事務局から、次回の協議会より新しい学校の整備場所等の協議を進めていく。と回答しました。次に、新しい学校の整備方針案について、協議会に決定権はあるのか。と質問があり、事務局から、極力話し合いでの方向性に沿っていくが、費用面等を勘案し、最終的には教育委員会で決定する。と回答しました。続いて、5月28日（水）に開催した神原中学校区ですが、出席人数は、委員12名事務局11名傍聴者なしの計23名でした。主な意見として、早い段階で、神原、琴芝、見初の3つの小学校が、関わりを持てるようになることよい。未就学児の保護者等に対し、この計画の周知が不足している。琴芝小学校の児童が神原中学校に進学するようになると、学校選択制で神原小学校を選択する児童が減少することが予測されるため、新しい学校の開校目標を早めることはできないか。などの意見がありました。また、主な質疑として、今年度の新1年生の保護者が、学校選択制の利用を判断する際、この計画のことが周知されていなかったのはなぜか。との質問があり、事務局から、この計画が策定されたのは、令和6年11月末で、学校選択制の締切は、12月だったこともあり、十分な周知が困難だった。令和8年度入学の新1年生については、学校選択制の案内時に周知を徹底する。と回答しました。以上が、5月に開催した2つの中学校区の第1回地域協議会の報告になります。第2回協議会では、兄弟姉妹への配慮、通学区域の確認、学校選択制の整理などの課題の抽出を行います。また、藤山中学校区については、新しい学校の施設整備についても協議を進めてまいります。なお、西岐波中学校区の第1回地域協議会は、6月24日（火）に開催する予定となっています。これで、藤山及び神原中学校区の「第1回地域協議会」の開催報告を終わります。

教 育 長：ただ今の説明に対して、ご意見ご質問等がありましたらお願いします。

委 員：各地域協議会委員の地域代表等の構成人数はどうなっていますか。

事 務 局：藤山中学校区地域協議会は、鶉ノ島小学校関係から、地域代表3名、保護者代表3名、学校代表（校長先生）1名の計7名、藤山小学校関係から、地域代表2名、保護者代表2名、学校代表1名の計5名、藤山中学校関係から、地域代表1名、保護者代表1名、学校代表1名の計3名で、協議会合計で15名です。また、神原中学校区地域協議会は、琴芝小学校関係から、地域代表2名、保護者代表3名、学校代表1名の計6名、神原小学校関係から、地域代表2名、保

護者代表3名、学校代表1名の計6名、神原中学校関係から、学校代表1名で、協議会合計で13名です。なお第1回協議会は1名の委員が欠席でしたので、委員出席者は12名となっています。

委員：なぜ、神原中学校区地域協議会に見初地区の関係者が入っていないのですか。

事務局：神原中学校区地域協議会は、まず、中学校通学区域再編に関連する琴芝地区と神原地区の関係者で開催し、中学校通学区域の再編に該当しない見初地区は、新設校の協議がはじまる令和10年度以降に協議会に入ってください予定です。

委員：分かりました。

教育長：ただ今の説明に対して、ご意見ご質問等がありましたらお願いします。

教育長：ないようですので、本件について報告を終わりたいと思います。続きまして「寄附の報告について」事務局から説明をお願いします。

事務局：それでは、引き続き、5月の寄附について報告します。5月は、1件の寄附がありました。令和7年5月8日匿名の方から、平成24年度から通算157回目となる5千円の寄付を交通遺児のためとしていただきました。報告は、以上です。

教育長：ただ今の説明に対して、ご意見ご質問等がありましたらお願いします。

教育長：議題については以上となりますが、他に委員の皆様から何かあればお願いいたします。

では、以上をもちまして、本日の会議を終了します。